

意匠法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する 法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和 3 年 2 月
特 許 庁

I. 省令案の趣旨

特許法等の一部を改正する法律（令和元年 5 月 17 日法律第 3 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号）について所要の改正を行う。

II. 省令案の概要

1. 意匠登録出願手続の簡素化

（1）複数意匠一括出願手続の導入（意匠法施行規則第 2 条の 2、様式第 2 の 2、様式第 14 の 2）

- ・ 同一のデザイン・コンセプトに基づいて開発された複数の物品等について一括して出願することへのニーズが高まっている状況を踏まえ、改正法において、複数の意匠に係る出願を一の願書により行う手続（複数意匠一括出願手続）を可能とし、その具体的な手続については経済産業省令で定めることとした。
- ・ これを踏まえ、意匠法施行規則において所要の改正を行う。

（2）物品の区分の見直し（意匠法施行規則第 7 条、第 7 条別表第一）

- ・ 経済的社会的状況の変化を踏まえ、柔軟な意匠出願手続を可能とするため、改正法において、意匠法第 7 条に規定されていた経済産業省令で定める「物品の区分」を廃止するとともに、「意匠ごと」と規定される客体である「一意匠」の対象となる「一物品」、「一建築物」、「一画像」の基準について、経済産業省令で定めることとした。
- ・ これを踏まえ、意匠法施行規則における「物品の区分」に関する規定を削除するとともに、「一意匠」の基準を追加する改正を行う。あわせて、物品の区分を具体的に定める別表第一を廃止するとともに、同表の廃止に伴う所要の改正（同規則別表第二を別表とする）を行う。

2. 手続救済規定の整備（意匠法施行規則第 15 条、第 19 条第 1 項、第 19 条第 3 項、 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第 10 条第 12 号、第 10 条第 39 号、 第 23 条第 1 号チ、第 23 条の 4 第 9 号、第 34 条の 2 第 9 号）

- ・ 出願人に対する救済措置を充実させるべく、改正法において、それまでは意匠法において準用されていなかった優先権主張の期間経過に関する救済規定（特許法第 43 条の 2）、優先権主張に関する注意喚起のための通知規定（特許法第 43 条第 6 項）、書類等提出規定（特許法第 43 条第 7 項）を意匠法第 15 条において、指定期間経過後の救済規定（特許法第 5 条第 3 項）を意匠法第 68 条第 1 項において、それぞれ新たに準用することとした。
- ・ これを踏まえ、優先権主張の際の回復理由書の提出について、特許法施行規則第 27 条の 4 第 5 項から第 7 項を、出願人が優先権主張に関する注意喚起のための通知を受けた後に優先権書類を提出できる期間について、特許法施行規則第 27 条の 3 の 3 第 5 項を、それぞれ新たに準用する改正を行う。
- ・ また、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則についても、優先権主張に関する注意喚起のための通知を、特許法等に関するもの等同様に電子的に行うことができるよう所要の改正を行う。
- ・ 加えて、指定期間経過後の救済規定（特許法第 5 条第 3 項）の対象となる書類と期間について、特許法施行規則第 4 条の 2 第 5 項及び第 6 項を準用する改正を行う。

III. スケジュール（予定）

令和 3 年 4 月 1 日（木） 公布・施行